

市税条例の一部改正などを議決

6月市議会定例会は、6月13日から25日までの13日間の会期で開き、議案12件を審議しました。市税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

6月定例会 議案

条例の改正

●市税条例の一部改正

(第36号議案)

地方税法の改正に伴い、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度間は、固定資産税の課税標準をゼロとする特例措置（わがまち特例）を導入します。

●総務委員会での主な質疑
問 課税標準をゼロから2分の1までの間で、市町村が定めた割合に軽減することができるが、本市が課税

標準をゼロにする理由は、**答** 課税標準をゼロにする特例措置をした地域にある事業者が、国の各種補助金を申請したときに、その特例を加味した優先採択が行われます。また、近隣市町村も課税標準をゼロとする意向であるため、企業誘致において本市が不利になることがないように、課税標準をゼロにします。

●本会議での主な論点
賛成 固定資産税が一時的に賦課・徴収できない期間が発生するが、なにより中小事業者に新たな設備投資をこの機会にしていたく、こ

とは、本市の産業の活性化、雇用増大につながるものである。

反対 全国の自治体がほとんど課税標準をゼロにしており、企業の優遇合戦で固定資産税の減らし合いをしている。中小企業等が力を発揮でき、新規起業を促す支援、セーフティネットの整備が必要である。

●下水道受益者負担金の新負担区、単位負担金額の設定

(第37号議案)

公共下水道事業計画区域内における事業の進捗に伴い、新負担区と単位負担金額を設定します。

新負担区として、豊岡第2、平田、清田、竹谷東、竹谷西、鹿島、金平、形原第3、西浦西を追加し、単

位負担金額は430円です。

●経済委員会での主な質疑
問 受益者負担金とは、どのようなものか。また、毎年賦課されるのか。

答 公共下水道を計画的に建設するための財源の一部として、下水道が整備されることによって利益を受ける方に、建設費の一部を負担していただく制度です。賦課については、その土

地に対して1回だけです。
●国民健康保険税の課税限度額等の引き上げ

(第38号議案)

地方税法施行令の改正等に伴い、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を58万円に引き上げます。これに伴い、5割及び2割軽減対象世帯に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の算定基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大します。また、マイナンバーを活用した情報連携により、特例対象被保険者の減免手続きが簡素化されます。

●文教委員会での主な質疑
問 今回の改正により、課税限度額を超える世帯数は何世帯になるのか。

答 244世帯から213世帯になります。

●本会議での主な論点

賛成 課税限度額の引き上げにより、課税限度額を超える者の負担は増えるが、中低所得者への負担は減ることになる。あわせて、低所得者世帯の軽減を拡大するものである。

6月定例会の日程

- | | |
|-----|--|
| 13日 | 本会議
〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問〕
議会運営委員会 |
| 14日 | 本会議〔一般質問〕 |
| 15日 | 本会議〔一般質問〕 |
| 18日 | 総務委員会 |
| 19日 | 経済委員会 |
| 20日 | 文教委員会 |
| 25日 | 本会議
〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕 |